

特定非営利活動法人 函館市スポーツ協会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人函館市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）

第56条に基づき、特定非営利活動法人函館市スポーツ協会（以下「協会」という。）の組織運営に関する細部を規定する。

第2章 組織

(入会手続き等)

第2条 正会員及び賛助会員として当会へ入会しようとする場合は、次の書類を協会の会長に提出しなければならない。

(1) 入会申込書

(2) 団体にあつては、規約及び組織一覧表並びに別に定める書類。個人にあつては、履歴等の概要が分かる書類。ただし、賛助会員は除く。

2 理事会は、前項の提出物を審査し入会を認めるものとする。ただし、協会の活動に益にならないと判断した場合は入会を認めないことができる。

(会員の資格)

第3条 会員は毎年会費を納入する義務を負い、滞納した場合は定款第9条第3号の定めにより、その資格を喪失する

(退会手続き)

第4条 会員が協会を退会しようとするときは、別に定める退会届を提出しなければならない。

(団体会員の報告等)

第5条 団体会員にあつては、団体の総会終了後、すみやかに総会資料を提出しなければならない。

(役員分担金)

第6条 理事は、役職により次に定める役員分担金を納入するものとする。

会 長 50,000 円

副 会 長 30,000 円

専務理事 20,000 円

理 事 5,000 円

2 会長が指名し、理事会の承認を得た理事については、前項の規定に関わらず分担金の納入を免除することができる。

(総会出席者)

第7条 総会は正会員で構成するが、団体にあつては、その組織の代表者又は代表者の指名する者1名が総会へ出席できるものとする。

(費用弁償)

第8条 協会は、理事及び監事に次の各号の費用弁償を支出できるものとする。

(1) 協会の会議・行事への出席した時 1,000 円～2,000 円

(2) 協会以外の会議・行事に出席した時 1,000 円

ただし、協会以外から支給された時は支出しないものとする。

2 前項第2号の会議等に出席した理事は、その報告を理事会で行うものとする。

(各種委員会)

第9条 協会の効率的事業運営のため、必要に応じ理事会の議決を経て、各種委員会を設けることができる。

(細則の変更)

第12条 本細則は、理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

この細則は、この法人の成立の日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年12月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年12月2日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

入 会 申 込 書

年 月 日

特定非営利活動法人函館市スポーツ協会
会 長 様

申込者 住所
団体名
代表者 印

貴団体の目的に賛同して入会したく、別添のとおり書類を添えて申込いたします。

(団体用)

書式は定めないが、団体の活動等を説明できる添付書類とし、概ね次の通りとする。

- 1 団体の規約
- 2 役員等の名簿
- 3 会員総数及び加盟団体がある場合はその一覧表
- 4 当該年度の事業計画書，事業予算書（総会資料で可）
- 5 過去3年の事業報告書，収支決算書（総会資料で可）
- 6 その他（団体等の実績など）

(個人用)

年 月 日

申込者氏名

印

貴団体に入会申込する理由は、次のとおりです。

1 当協会の目的に賛同した事由

2 会員となった場合の抱負

3 履歴（最終学歴および職歴等）

4 スポーツ歴

別表2（第2条関係）

賛助会員申込書

年 月 日

特定非営利活動法人函館市スポーツ協会
会 長 様

申込者 住所
団体名
代表者 印

貴団体の趣旨に賛同し、賛助会員として貴団体の支援を申込いたします。

記

賛助年会費

万円

以上

別表3（第4条関係）

退 会 届

年 月 日

特定非営利活動法人函館市スポーツ協会
会 長 様

申請者 住所
団体名
代表者

印

貴団体を退会いたしたく、退会届を提出いたします。

記

1 退会理由